

G 7 ローマ・エネルギー大臣会合
エネルギー安全保障のためのローマ G 7 エネルギーイニシアチブ
共同声明
(仮訳)

3月24日のG 7 首脳会合におけるハーグ宣言を受けて、カナダ、フランス、ドイツ、イタリア、日本、英国及び米国のエネルギー大臣、並びに欧州委員会エネルギー担当委員は、共同でエネルギー安全保障を強化する方策について議論するために、5月5日及び6日、ローマにおいて会合を行った。

我々は、2014年6月4日及び5日にブリュッセルで開催される予定のG 7 首脳会合を見据え、首脳の検討に供するため、以下の声明を発出する。

1. 最近の事象は、エネルギー安全保障上の課題に対処する必要性を協調している。エネルギーは、政治的な威圧や安全保障上の脅威として利用されてはならない。エネルギーに係る対立は、互惠、透明性及び継続的な協力に基づく対話を通じて解決されるべきである。我々は、ロシアによるウクライナの主権と領土の一体性に対する侵害の結果として、ウクライナにおける一連の動きのエネルギー安全保障への影響を強く懸念している。

2. 我々は、エネルギー安全保障を国家的、地域的、グローバルなレベルにおいて向上させるために、構造的かつ持続的な変革を開始することを確認する。また、我々は、ウクライナが必要とするエネルギー安全保障向上のための様々なタイプの支援に関する決定において結束をしている。

3. 我々は、より広範なエネルギー安全保障戦略は、エネルギーの消費国、生産国及び中継国の間で共有されている、今日の国際化したエネルギー市場をより大きな側面から捉える必要があると確信する。エネルギー安全保障は、共同の責務で、我々の経済・国家安全保障の中核をなす要素であり、本質的に我々の同盟国、パートナー及び隣国のエネルギー安全保障と密接につながっている。この観点から、我々は、欧州その他G 20を含む全ての適切な枠組みにおける国際的パートナーとともに、また欧州連合と協調して、議論及び協力を進める用意がある。

4. エネルギー安全保障の短期的・中期的・長期的課題を解決するためには、国家レベル及び地域レベルの双方において、早急な措置及び決定が必要である。

我々は、エネルギー安全保障への道程は、いくつもの中核的原則の上に成り立っていると信じる：

- ・ ガス市場を含む、柔軟、透明かつ競争的なエネルギー市場の開発
- ・ 燃料、エネルギー源及び流通経路の多様化、及び国産エネルギー源によるエネルギー供給の推奨
- ・ 永続的なエネルギー安全保障への重要な貢献として、温室効果ガス排出の削減、低炭素社会への移行促進
- ・ 需要側及び供給側におけるエネルギー効率の向上、及びデマンドリスポンス管理の強化
- ・ クリーンで持続可能なエネルギー技術導入の促進及び調査・技術革新への継続的な投資
- ・ インフラの近代化によるエネルギーシステムの強靱性の改善及び全体(systemic)への衝撃に耐えるための需要・供給政策
- ・ 大規模なエネルギーの途絶に備え、輸入国における備蓄と代替燃料を含む緊急時対応システムの整備

5. 長期的観点からは、エネルギー構成の多様性確保が極めて重要である。化石燃料が引き続き我々のエネルギー構成に重要な要素であることを認識するとともに、化石燃料からの温室効果ガス排出削減が気候変動問題の解決に必要であり、エネルギー安全保障の強化にも資すると信じる。我々は、ベースロード電源として機能するものを含む、低炭素技術（再生可能エネルギー、志向する国が利用する原子力及びCCS（二酸化炭素分離・貯留））の利用を促進する意向を有する。

6. 省エネは、産業部門、全種類の発電部門、運輸部門、ビルや家庭部門における主体的な政策によってより促進される必要がある。省エネ技術の拡張や、金融を含めた必要な能力の開発等の協力を通じて促進されるべきである。我々は、国際機関や国際会議との協力強化を通じて、省エネ技術の普及を制限する障壁の撤廃をサポートする。

7. 中期的には、化石燃料に関するエネルギー源の多様化と供給源の多角化を進めることが不可欠である。いかなる国も一国に供給を依存することがあってはならない。我々は、より統合されたLNG市場を促進するために、新たな供給源や、輸送インフラ、貯蔵能力、LNGターミナル等の開発を進める。エネルギーを供給するための新しいルートの開拓をサポートする。特に、ヨーロッ

パにとっての供給源の多角化の経路としての南回廊の開通がある。仕向地条項の緩和や、生産者と消費者の対話等を通じた、柔軟なガス市場の更なる促進を図る。

8. エネルギー安全保障のためには、経済発展や環境要求事項に沿ってエネルギーが供給されるよう、タイムリーな投資が行われていくべきである。供給セキュリティ向上のために必要なインフラ投資のうち、市場原理によっては成り立たないものについては、規制枠組み又は公的資金によって支援することも可能である。

9. サイバー攻撃を含めた攻撃からの重要なエネルギー・インフラの保護に向けた努力、船舶によるLNGや石油の輸送や通行ルートの保護、そして、海賊対処行動等を通じた海上交通路における航行の自由と安全の確保のための共同努力の継続、の重要性を確認する。

10. 我々の長期にわたる気候変動の目標に一致するよう、どのような資源を利用するかを選択は、各国に委ねられているとの認識をしつつ、在来型及び非在来型の石油・天然ガス資源の安全かつ持続可能な開発を通じて、エネルギー安全保障と経済成長の強化のための機会を得る。

11. 先般、ブラチスラバにおいて、スロバキアからウクライナへのガスの逆送の実現に向けた覚書及び相互接続の合意書が署名されたことを歓迎する。

12. 既存のガスインフラにおけるエントリーポイントからのガスの逆送可能なルートの特典、2014～2015年冬のための地域レベルでの緊急対策の策定、及び、ウクライナネットワークを介するガスのフローの透明性を向上させるための協調的行動の立ち上げという、ECによる努力を歓迎する。

13. ECにおけるPCI (Project of Common Interest) やPECI (Project of Energy Community Interest) から優先すべきプロジェクトのリストを策定するという、ECによるウクライナや他の東欧諸国のエネルギー安全保障を向上させるための努力を歓迎する。

我々は、以下の早急な対策を実施することにも同意する。

- ・ G 7 各国は、E C による 2 0 1 4 ～ 2 0 1 5 年冬のための地域レベルでのエネルギー緊急対策の策定の努力を補完する。
- ・ G 7 及びその他の招待された国々からのからの専門家は、エネルギー安全保障の脆弱性の評価のための成功事例について情報共有する。
- ・ 国際エネルギー機関に対して、E C と密接に協力をし、ガス安全保障の分野での個別の及び G 7 の協調行動の選択肢を 6 ヶ月以内に示すことを求める。
- ・ I E A や国際再生可能エネルギー機関、国際金融機関などの組織と協力し、我々は、国産の炭化水素資源と再生可能エネルギーの開発及びエネルギー効率の向上を求めるウクライナや他のヨーロッパの国々と情報交換を促進し、民間企業の活用を含む技術的な支援を実施する。

我々は、中長期的な継続的な関与についても同意する。

我々は、ワーキンググループを設置し、そこに、ローマ G 7 エネルギーイニシアチブの包括的な発展と 6 ヶ月以内の大臣への報告をさせることを、G 7 首脳に提案する。

2 0 1 4 年 5 月 6 日 ローマ